

# 各発注者における復旧・復興事業の 施工確保対策

|                |    |
|----------------|----|
| ○ 国土交通省東北地方整備局 | 1  |
| ○ 農林水産省        | 7  |
| ○ 岩手県          | 9  |
| ○ 宮城県          | 12 |
| ○ 福島県          | 18 |
| ○ 仙台市          | 21 |

## 国土交通省東北地方整備局における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年2月  
国土交通省東北地方整備局

### 1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

#### （1）復興JV制度の活用

##### ・活用状況（2月5日現在）、22件

- 海岸復旧工事：10件に適用し、2件に申請受付（1JV）。10件の契約を終了したが、落札者とはなっていない。
- 河川復旧工事等：10件に適用し、2件に申請受付（1JV）。内8件契約終了（10件のうち2件が入札不成立）したが、落札者とはなっていない。
- 共同溝工事等：2件に適用。申請無し。1件が契約終了（1件が不成立）したが、落札者とはなっていない。
- 港湾空港関係工事：18件に適用。2JVの参加資格を決定済。工事1件契約終了し、JVが落札。

#### （2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・現時点での実績は無し。

#### （3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月17日公表し、2月20日以降適用。（1回目）
- ・平成24年6月19日公表し、6月21日以降適用。（2回目）
- ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、施行済み。

#### （4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月17日本省通知。
- ・インフレスライドの適用状況（1月31日現在）

2月の労務単価改定を基準日とする適用：宮城県内道路1件処理済み

宮城県内海岸1件協議中

6月の労務単価改定を基準日とする適用：岩手県内建築1件・宮城県内道路2件処理済み

宮城県内道路8件・海岸10件協議中。

※福島県内では、申請案件なし。

- ・単品スライドの適用状況（1月31日現在）  
岩手県内道路2件処理済み  
岩手県内道路2件・宮城県内道路1件協議中。

#### （5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年2月14日本省通知、4月1日以降に入札公告を行う工事から適用。  
東北6県において適用の旨3月9日付けで事務所通知。
- ・さらに、被災三県においては、市町村をまたがなくとも工事箇所毎の間接費の算定を可能とする旨、平成24年6月27日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、  
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績（1月31日現在）：契約した工事14件

内訳 岩手県内道路3件・河川1件・ダム1件  
宮城県内道路6件  
福島県内道路1件・ダム2件

不調・不落となった工事10件

（内訳 岩手県内道路4件・宮城県内道路6件）

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・被災地外からの労働者の確保に要する追加費用への対応については、平成24年2月29日本省通知、3月1日以降に入札公告を行う工事から適用。
- ・被災三県適用について3月9日付けで事務所通知。  
被災三県発注の全工事に適用。
- ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について積上により設計変更を可能とする旨については、平成24年6月27日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、  
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績：岩手県内道路1件・宮城県内道路1件（以上、1月31日現在）

港湾空港関係工事2件変更契約済み、29件協議中（以上2月5日現在）

（7）市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・本件適用の工事なし。
- ・資材価格の一部（対象：生コン・アスコン・砕石類）の積算に経済調査会・建設物価調査会調査の速報値を（毎月10日調査速報値を毎月15日HPで公表）を活用することで代用。（被災三県8月以降入札工事に適用）

（8）建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成24年6月27日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、  
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績：岩手県内道路1件（砕石）・宮城県内河川1件（仮設材）

（以上、1月31日現在）

港湾空港関係（石材等）10件変更済み、34件協議中（2月5日現在）

- 生コンクリートについて、コンクリートミキサー船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し、建設現場で生産している工事。（岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港）
- 防波堤用ケーソン製作を他地域（千葉、名古屋、三重）で実施している工事。（岩手

県釜石港)

- 震災がれきを港湾建設資材として活用する技術の公募を行い、公表の了承を得た技術についてHPで公表
- 港湾における震災がれきの活用事例をHPで公表

## (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

### ◇建設資材対策東北地方連絡会開催

- ・ H23-3 回開催、H24-第 1 回 H24. 4. 20、第 2 回 H24. 7. 23、第 3 回 H24. 10. 1
- 建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で共有。資材ひっ迫状況等必要に応じ、資材別地区別での情報連絡会を開催し、需給に関する情報共有・調整を実施。
- ※実施状況は別紙のとおり

## 2. 各主体として独自に講じている施策

### (1) 事務所契約締結権限の拡大

【従 来】分任支出負担行為担当官（以下「事務所」という。）における契約締結権限（金額）が制限されているため、発注本数の増加による発注事務の遅れが懸念される。

↓

【現 在】被災エリア内事務所の契約締結権限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図る。

- ・ 平成 23 年 12 月 1 日（港湾空港部は平成 23 年 4 月 13 日）より適用し、2 月 5 日現在、348 件の適用。
- 港湾空港部は、2 月 5 日現在、105 件の適用。

### (2) 工事規模の拡大に伴う発注標準の配慮

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、効果的に事業を展開し、技術者不足に対処するためには、各々の工事規模を拡大する必要がある。一方で、工事規模の拡大は、発注標準等級の上昇を招くため、従来当該等級の工事を受注していた地域精通度の高い事業者が受注できなくなるというミスマッチが生じることが懸念される。

↓

【現 在】一般土木工事等のうち技術的難易度の低いものについては、発注標準上位等級への参入を可能とすることで事業者の受注機会の確保を図る。

- ・ 平成 23 年 12 月 1 日（港湾空港部は平成 23 年 5 月 13 日）より適用し、2 月 5 日現在、H23-10 件、H24-85 件に適用。今後、2 件適用予定。
- 港湾空港部は、2 月 5 日現在、H23-39 件、H24-21 件に適用。

### (3) 地域要件の拡大

【従 来】東日本大震災の復旧・復興工事を円滑に施工するためには、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保する必要がある。

↓

【現 在】一般土木C工事（拡大C含む）の一部工事において、入札参加者の応募資格を従来県内に本店を有する企業から東北管内に本店を有する企業まで拡大し工事の円滑な施工を確保する。

- ・平成24年6～7月の海岸復旧工事10件に適用。内1件について県外企業が受注。
- ・その後河川復旧工事等に適用中。地元企業の手持ち状況を勘案し適宜活用を図る予定。
- ・また、不調対策として、再公告に当たり地域要件の拡大を適用し対応中。
- ・2月5日現在、41件に適用し、内3件で県外企業が受注。（先の海岸復旧工事を含む。）

#### （4）一般土木Cランク工事の大型化

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い、一般土木Cランク工事の発注本数が激増することが見込まれるため、発注者・参加企業双方の業務量が増加すると共に、参加企業にとっては、技術者不足が深刻化することが懸念される。

↓

【現 在】技術的難易度の低い、一般土木Cランク工事の発注標準を特例により3億円以上でも可とし、発注ロットを大型化することで、発注者・参加企業双方の業務量の軽減・効率化・参加企業の技術者不足への対応を図り、併せて、地元精通した企業（地元C企業・[東北管内本店C企業（再公告時地域要件拡大試行）・復興JV（宮城県内のみの再公告時地域要件拡大試行）]）が参加し易い環境を整え、企業の受注意欲増大を図る。

- ・平成24年9月3日以降公告案件より適用し、2月5日現在、64件の適用。

※港湾空港関係工事対象無し

#### （5）復旧・復興工事情報連絡会

【従 来】主要資材に関して「建設資材対策東北地方連絡会」（発注機関、建設業団体、資材業者団体等）を開催し、東北全体の需要供給バランスを情報共有しているが、逼迫する地区に対してより詳細な状況を把握し、情報共有する必要がある。

↓

【現 在】逼迫した地区単位で「復旧・復興工事情報連絡会」、県単位で「分会」を開催し、情報の共有や対応策について意見交換を実施している。

※会議開催は別紙の通り

具体策として、

#### （河川・道路関係工事）

- ・他地域の生コンクリートを活用し、近隣地域で消波ブロックを製作・運搬
- ・地盤改良に使用する砂については、県内産の供給状況に負担をかけないように、不足分を他地域から調達
- ・県、民間等と協力し、骨材の新たな調達ルートを開拓し、長期的な安定供給が可能な体制を整備
- ・コンクリート二次製品への転換等を推進（海岸堤防の現場打ち基礎工、現場打ち横断

BOX等)

- ・更に、生コンクリート等の建設資材不足により、復旧・復興工事の執行に与える影響が大きい場合には、他の工法・構造等への設計変更を検討
- ・生コンクリートJISマーク認証審査の期間短縮について、認証機関に対し文書要請
- ・アスファルト混合物事前審査について、特例措置として適宜追加申請を受け、認定期間を短縮

(港湾空港関係工事)

- ・災害復旧工事の全体スケジュールと工事概要についてHPで公表
- ・工事で大量に使用する石材の安定的確保の観点から石材の使用見込についてHPで公表
- ・石材の円滑な調達を目的に、地場地域外からの供給の可能性について全国調査を実施。
- ・供給が逼迫する生コンクリートについて、コンクリートミキサー船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し建設現場で生産。(岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港)
- ・防波堤用ケーソン製作を他地域(千葉、名古屋、三重)で実施し生コンクリートの需要を抑制。(岩手県釜石港)

## 東日本大震災後の建設資材対策東北地方連絡会の動き

## 東北ブロック

## 建設資材対策東北地方連絡会

事務局：東北地方整備局

構成機関：国、都道府県・政令市、独立行政法人、建設業団体、  
資材団体等

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ・H23年度(第1回) H23.7.29 | ・H24年度(第1回) H24.4.20 |
| ・ " (第2回) H24.1.30   | ・ " (第2回) H24.7.23   |
| ・ " (第3回) H24.3.16   | ・ " (第3回) H24.10.1   |

資材別(分会)

○鋼矢板(仮設)資材対策関係者打ち合わせ

・第1回 H24.3.27      ・第2回 H24.4.20

※ひっ迫する資材毎に、必要性を考慮して開催予定

地区別(分会) ※ひっ迫する地区別、資材別で開催

## 岩手県

[illegible]

## 宮城県

|                |           |                     |          |
|----------------|-----------|---------------------|----------|
| ○宮城県分会(生コン・碎石) | H24.3.27  | ○生コン(仙台、石巻地区)関係者打合せ | H24.3.16 |
| ○宮城県分会(第1回)    | H24.5.23  | ○石巻地区復旧・復興工事情報連絡会   | H24.5.17 |
| ○宮城県分会(第2回)    | H24.7.31  |                     |          |
| ○宮城県分会(第3回)    | H24.10.15 |                     |          |

## 福島県

○相馬市(生コン)関係情報連絡会 H23.12.26  
○福島県建設工事復旧・復興相双地方連絡協議会 H24.9.7

## 農林水産省における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年2月  
農林水産省

### 1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

#### （1）復興JV制度の活用

- ・平成24年10月10日の国交省通知を受け、下記項目を改正（平成24年10月31日付け大臣官房経理課長通知）。
  - 1）対象外とする工事について、「2億円程度を上回る工事」から、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」へ改正。
  - 2）登録について、登録できる共同企業体の数を「2」から「3」へ改正。
- ・1月末時点で10企業体が登録済。  
※海岸防災林復旧工事28件に適用、うち10件について復興JVが落札。

#### （2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・国土交通省と同様（被災地域において、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度で同一の建設業者が施工する場合は、二箇所までは主任技術者の兼務を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知。）。
- ※印は、平成25年2月6日付け大臣官房経理課長通知等により追加。

#### （3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価が高騰し入札不調等が発生していることを受け、直近の労務費を実態調査し、労務単価を改定。平成24年2月17日付け農村振興局長及び平成24年6月19日農村振興局長通知等。）。

#### （4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・国土交通省と同様（被災3県において、直近の労務費の実態を反映した労務単価の改定にあわせて、既契約工事についてインフレスライドによる請負代金額の変更を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知等。）

#### （5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

##### 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・地方自治体が実施する漁港関係工事では、国土交通省と同様（施工箇所が点在する工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出。平成24年9月12日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）。
- ・国土交通省と同様（被災3県において、施工箇所が点在する工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出。平成24年11月30日付け林野庁長官通知。）

- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、  
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
- ・国土交通省と同様（被災3県において、被災地外からの労働者の確保に要する追加費用を予定価格へ反映できるようにした。平成24年3月9日農村振興局整備部設計課長通知等。また、実施後における実績での変更対応も可能とした。平成24年7月6日施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価や資材単価の変動が著しく、不調不落が続発、若しくは続発が想定される場合に、見積を活用した単価設定により、予定価格へ反映出来るようにした。平成24年7月6日施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・国土交通省と同様（被災3県において、資材の需給状況が逼迫し、遠隔地から資材の調達をせざるを得ない場合に、輸送費や購入費用など調達の実態を反映した設計変更を可能とした。平成24年7月6日農村振興局設計課施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
- ・建設資材需要連絡会に参画（平成24年6月28日合同会議）するとともに、各地域にて実施されている建設資材対策地方連絡会への参画（第4回平成25年1月25日：東北地方連絡会宮城県分会）や、発注者協議会等を通じた公共事業における建設資材の需給動向等、情報共有を図っている。

## 2. 各主体として独自に講じている施策

- ・専門機関による資材価格の調査について、森林管理局が適時に実施。

## 岩手県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年2月  
岩手県

### 1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

#### （1）復興JV制度の活用

- ・平成24年8月1日から登録申請受付開始。
- ・平成24年8月13日以降に公告する工事から適用。
- ・2月13日現在、19件の申請があり、19件登録済。

#### ＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・予定価格2千5百万円以上10億円未満の復旧・復興工事とする。
- ・JV代表者は、沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局のいずれかの管内に本社又は本店を有する者で、代表者以外の構成員については、岩手県内に本社又は本店を有する者とする。
- ・登録について、登録できる共同企業体の数は「2」。

#### ＜復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについてへの対応＞

- ・今後の見直しについては、入札執行状況等を見極めながら検討を進める。

#### （2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年3月1日以降に行われる入札公告から適用。

#### （3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日から適用。
- ・平成24年6月21日から適用。

#### （4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月20日から適用。

#### （5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

##### 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月9日以降に行われる入札公告から適用。
- ・点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事について超えた箇所毎に、共通仮設費、現場管理費を算出する。

#### （6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

- ・平成24年3月5日以降に行われる入札公告から適用。

#### 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・平成24年10月10日以降当初契約を締結する工事若しくは平成24年10月9日時点で

契約中の工事であること。(平成 24 年 10 月 9 日時点で残工期が 2 ヶ月未満のものは除く)

- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・宿泊費（1 泊当り）の上限額を 7,428 円（税抜き）とする。

（7）市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・生コンクリート単価の高騰が著しい宮古地区において、平成 25 年 3 月 31 日までの間見積り活用を実施。

（8）建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成 24 年 8 月 10 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 24 年 8 月 9 日時点で契約中の工事であること。
- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・対象となる資材は、生コンクリート、石材（碎石、捨石、被覆石等）とする。

（9）資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・沿岸 4 地域（久慈、宮古、釜石、大船渡）で国、県、市町村、業界団体による復旧・復興工事情報連絡会を開催し、生コンクリートや石材などの需給状況について情報共有し、需給がひっ迫している地域について具体的に対応している。

## 2. 各主体として独自に講じている施策

（1）工事請負契約締結後における単価適用年月日の変更

（平成 24 年 8 月 1 日以降入札公告）

【従 来】単価適用年月日の変更は行わない。

↓

【現 在】沿岸地域では、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月日を変更し設計単価を変更することができるようにした。

# 岩手県における建設工事の入札状況

## <全工事種別>

※入札情報公開サービスの検索結果による。(対象は知事部局)

※取止め件数は、手続き誤りによるものを除く。

H25.2.7時点

(開札月別)

| 開札月 | 発注件数  | 取止め件数 | 取止め発生率 |
|-----|-------|-------|--------|
| 4月  | 21    | 2     | 10%    |
| 5月  | 49    | 4     | 8%     |
| 6月  | 140   | 10    | 7%     |
| 7月  | 139   | 7     | 5%     |
| 8月  | 196   | 16    | 8%     |
| 9月  | 288   | 28    | 10%    |
| 10月 | 200   | 34    | 17%    |
| 11月 | 162   | 42    | 26%    |
| 12月 | 97    | 28    | 29%    |
| 1月  | 63    | 14    | 22%    |
| 2月  |       |       |        |
| 3月  |       |       |        |
| 計   | 1,355 | 185   | 14%    |

(参考)

|       |       |     |    |
|-------|-------|-----|----|
| H22年度 | 1,443 | 43  | 3% |
| H23年度 | 1,567 | 139 | 9% |

(工種別)

| 工事種別 | 発注件数  | 取止め件数 | 取止め発生率 |
|------|-------|-------|--------|
| 土木   | 766   | 113   | 15%    |
| 建築一式 | 74    | 17    | 23%    |
| 電気設備 | 64    | 2     | 3%     |
| 管設備  | 41    | 9     | 22%    |
| 舗装   | 167   | 12    | 7%     |
| その他  | 243   | 32    | 13%    |
| 合計   | 1,355 | 185   | 14%    |

(金額別)

| 予定価格(税込)           | 取止め件数 |
|--------------------|-------|
| 1億円以上              | 30    |
| 5,000万円以上1億円未満     | 13    |
| 2,500万円以上5,000万円未満 | 28    |
| 2,500万円未満          | 114   |
| 合計                 | 185   |

【取止め理由】

| 理由    | 取止め件数 |
|-------|-------|
| 申請なし  | 74    |
| 入札者なし | 93    |
| その他   | 18    |
| 合計    | 185   |

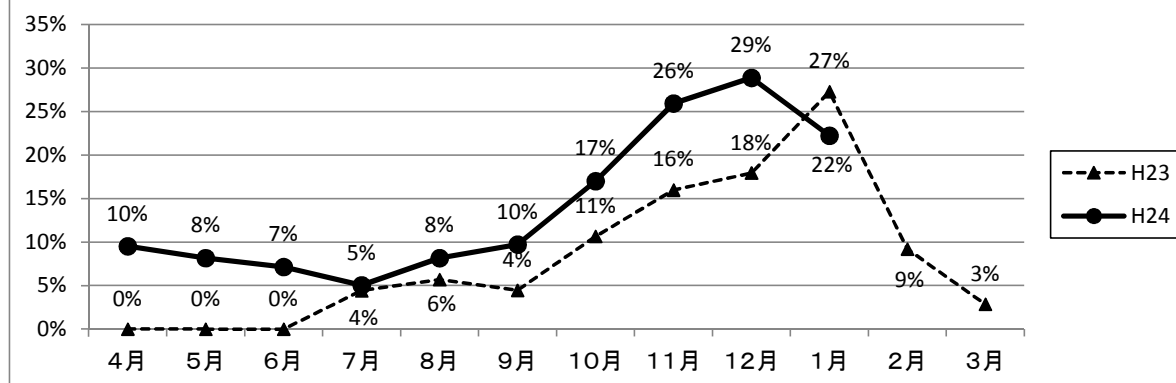
入札不調の原因

- 建設業協会各支部と意見交換会を開催しているが、配置技術者や作業員の不足、建設資材(生コン)の供給不足、宿泊施設の不足、工期不足など理由は

最近の入札不調の傾向

- 海中工事においては、数億円規模の工事であっても入札不調となっている。
- 岩手県土木C級クラス(設計額2,500万円未満)の工事において入札不調が

## 取止め発生率



## 宮城県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年2月  
宮城県

### 1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

#### （1）復興JV制度の活用

- ・ 3月26日にプレス発表を行い、4月1日から施行済み。  
1億円以上5億円未満、2業種（土木一式、ほ装）  
2月12日現在、106件登録済（72企業体）、5工事受注。
- ・ 改正については、10月1日にプレス発表を行い、10月15日から施行済み。  
3千万円以上19.4億円未満、3業種（土木一式、ほ装、建築一式）

#### <国交省通知と異なる点（独自部分）>

##### <4月1日>

- ・ 予定価格が1億円から3億円未満については被災地外の定義を東北・北海道とし、3億円以上5億円未満は全国とした。
- ・ 代表者以外の構成員は、代表者と同等級とするが、3社かつ県内の場合は、直近下位等級1者を可とする。

##### <10月15日>

- ・ 1つの企業が登録できる企業体は3つまで、1つの共同企業体が登録できる業種を3つまでとした。また、下のとおり、「県外」の本店所在地が東北・北海道の場合には〔東北・北海道型〕、東北・北海道以外の場合には、〔全国型〕とし、県内の単体との混合入札や、下位等級業者が上位等級工事に参加できる複数等級入札との関係から、3億円未満の〔東北・北海道型〕のほ装を除く2業種にA等級を追加した。

##### ●土木一式

予定価格が3千万円から3億円未満については〔東北・北海道型〕土木A

予定価格が1億円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕土木S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕土木S

##### ●ほ装

予定価格が3千万円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕ほ装S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕ほ装S

##### ●建築一式

予定価格が5千万円から3億円未満については〔東北・北海道型〕：建築A

予定価格が2億円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕建築S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕建築S

（次項 「復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の組み合わせについて」参照）

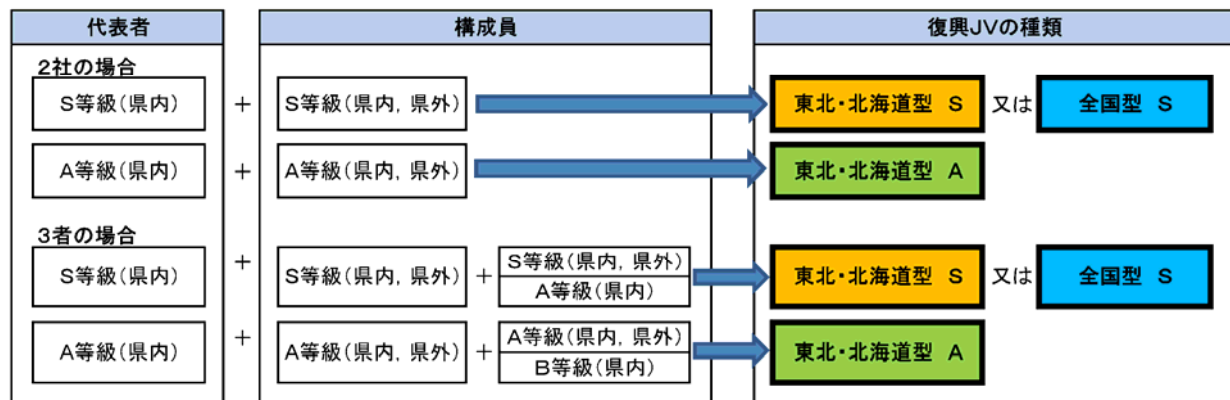
- ・ 総合評価落札方式における企業と技術者評価について、復興JVの場合には、代表者（県内）としていたが、いずれかの構成員（県内又は県外）とすることができるとした。

# 復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)の組合せについて (平成24年10月15日以降適用)

## 1. 復興JVの適用金額

|        | 3千万円             | 5千万円 | 1億円 | 2億円             | 3億円 | 5億円 | 19.4億円       |              |
|--------|------------------|------|-----|-----------------|-----|-----|--------------|--------------|
| 土木一式工事 | 復興JV(東北・北海道型)土木A |      |     | 復興JV(東北北海道型)土木S |     |     |              | 復興JV(全国型)土木S |
|        | 復興JV(東北北海道型)ほ装S  |      |     |                 |     |     | 復興JV(全国型)ほ装S |              |
|        | 復興JV(東北・北海道型)建築A |      |     | 復興JV(東北北海道型)建築S |     |     |              | 復興JV(全国型)建築S |

## 2. 復興JVの組合せ



※「県外」の本店所在地が東北・北海道の場合【東北・北海道型】

※「県外」の本店所在地が東北・北海道以外の場合【全国型】

※A等級の県外は、本店所在地が東北・北海道に限る。

※1つの復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)で土木一式、ほ装、建築一式の3種類を登録することも可能。

※1つの企業が登録できる復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)の数は3つまで可能。

- (2) 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化
  - ・ 2月23日に県内関係機関に通知済み、4月1日から適用している。
- (3) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
  - ・ 2月20日及び6月21日に県内関係機関に通知済み、それぞれ同日から適用している。
- (4) 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
  - ・ 3月2日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
- (5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、  
 点在于工事箇所毎の工事費の算定
  - ・ 6月28日に県内関係機関に通知済み、7月2日から適用している。
- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用（間接費補正）
  - ・ 3月1日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入  
11月6日に県内関係機関に通知済み、11月2日から適用している。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
  - ・ 実施していない。
  - （理由：見積もり手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため）
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
  - ・ 9月28日に県内関係機関に通知済み、10月1日から適用している。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
  - ・ 「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」を定期的（5月23日、7月31日、10月15日、平成25年1月25日）に開催している。
  - 需給見通しの公表や、内陸から沿岸への需給調整、県外調達の仕組みづくり、ミキサー船の活用、生コンプラントの増設などの供給量拡大策を実施。また、海岸堤防のコンクリート2次製品への転換を図るなど需要抑制対策も実施。
  - 建設資材対策等供給安定確保のための調査（復興調整費）を11月26日に契約。

## 2. 各主体として独自に講じている施策

- (1) アスファルト舗装工事における下請制限等の緩和（平成24年7月30日以降適用）
  - 【従 来】アスファルト舗装に係る部分の施工については、元請と恒常的雇用関係にある運転手及び補助作業員により行わせることとしている（自社施工の原則）。
  - ↓
  - 【現 在】舗装復旧工事の本格化に対応するため、自社施工の原則を一部緩和し、請負額の5割まで下請負による施工を認めることとした。

(2) 発注見通しに建設関連業務を追加 (平成24年8月1日以降適用)

【従 来】建設工事の発注見通しは年4回(4月, 7月, 10月, 1月)としている。

↓

【現 在】建設工事に加え建設関連業務も公表した(8月, 10月, 1月)。

(3) 工事請負契約締結後における単価適用年月日の運用 (平成24年8月20日以降適用)

【従 来】契約直後に単価適用年月日の変更契約は行わない。

↓

【現 在】本県での事前公表による予定価格は、入札時点では約2ヶ月前の単価適用となり、特定の資材の高騰など実勢を反映していない可能性があることから、契約締結直後に単価適用年月日の変更を行うこととした。

(4) 地方機関の執行権限の拡大 (平成24年9月1日以降適用)

【従 来】本県における地方機関の執行限度額は、復旧工事は3億円まで特例として拡大していたが、復興事業は1億5千万円未満としていた。

↓

【現 在】復興工事の本格化と発注ロットの大型化に対応するため、復旧事業に加え復興事業についても3億円未満とした。

(5) 現場代理人の常駐義務緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】予定価格(税込み)8千万円未満の工事において、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合には、県の発注する同一市町村内の工事で2件まで可能。

↓

【現 在】金額による制限を緩和し、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合のみ同条件で可能とした。

(6) 監理技術者の専任要件の緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】予定価格(税込み)8千万円以上の工事を一律に専任の対象としていた。

↓

【現 在】廃止(建設業法上の規定により、専任配置が必要な場合を除く)

(7) 下請承認における取り扱いの緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】オープンブック方式により事前提出している下請負企業及び金額に変更が生じた場合には、工事成績調書での減点対象となっていた。

↓

【現 在】復旧・復興工事の本格化に伴い、労働者や資機材の不足が深刻化し下請企業の確保が困難である等のやむを得ない事情の場合には、減点対象外として取り扱うこととした。

# 復旧・復興工事の施工確保に向けた取り組み

未曾有の大震災からの県土の復旧・復興事業の推進にあたって、建設企業の担い手不足や労務資材の単価高騰、事業執行体制の問題などを関係機関とも連携し、事業の施工を確保しながら着実に復興を成し遂げていく。

## 【①建設資材の確保】

- 資材団体等との調整会議の開催
- 建設資材調査・対策計画の策定
- 生コン用砂の資材の県外調達
- プラント設置に対する支援を要望
- 需要予測の精度向上

## 【②予定価格の適切な算出】

- 実勢を反映した労務単価の設定
- スライド条項の適用
- 労働者確保に要する追加費用(間接費補正)
- 点在する工事箇所ごとの間接費算定
- 急激な物価変動に対応した予定価格の算定

## 【③技術者等の確保】

- 復興JVの創設
- 配置技術者の雇用関係の緩和
- 主任技術者の専任要件の緩和
- 舗装工事の下請制限の緩和
- 作業員宿舍確保の検討

## 国・被災3県・仙台市との連携

- 「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」での連携
- 共通要望・支援要請

## 復旧・復興事業の推進

基本理念：「次世代に引き継ぐことのできる  
持続可能な宮城の県土づくり」

行動計画：「宮城県社会資本再生・  
復興アクションプラン」

計画期間：5ヶ年（H23～H27）  
（復旧3年，再生2年）

## 施工確保に向けた5つの取り組み

## 業界団体との連携

- 技術者・労務者の確保
- 意見交換・実態調査

## 【⑤事業執行体制の強化】

- 発注ロットの拡大による省力化
- 地方機関執行額上限の拡大
- 自治法派遣職員の協力要請
- 発注者支援の運用開始
- CM方式の活用検討

## 庁内・部内の連携

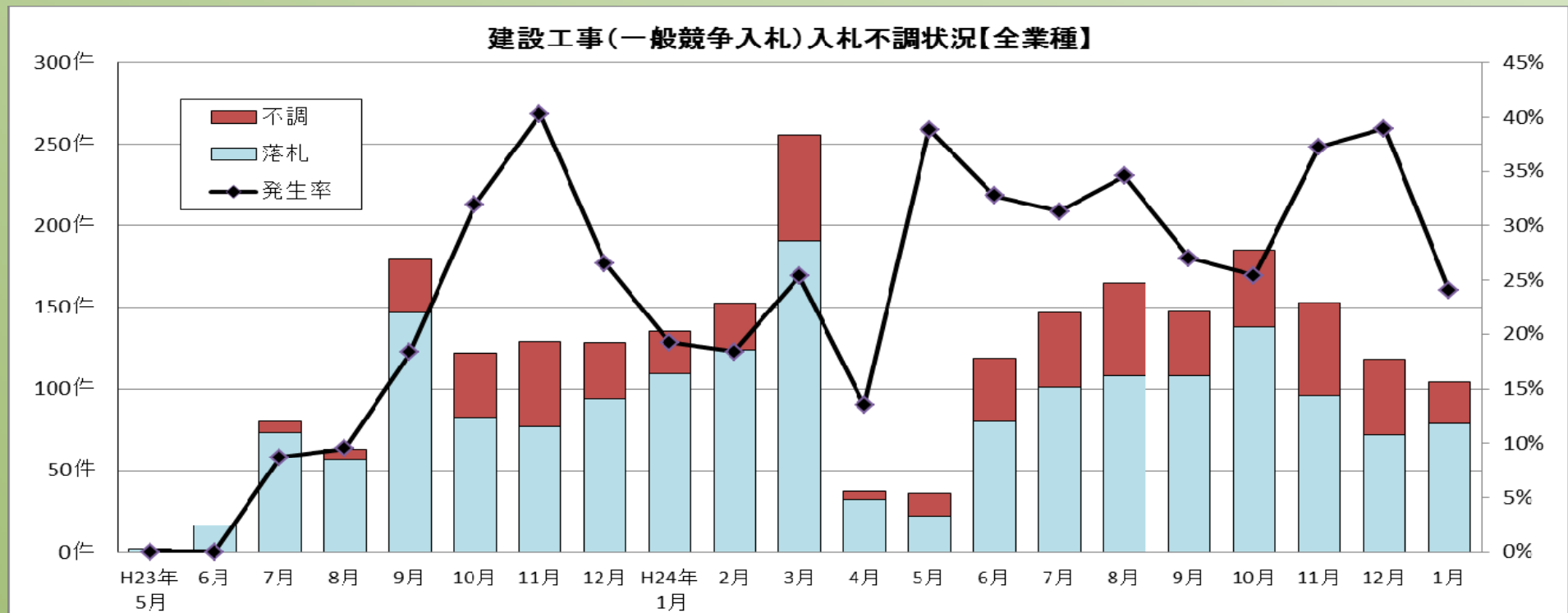
- 庁内部局
- 部内課（室）・地方機関
- 派遣応援職員

## 【④入札契約制度】

- 総合評価「特別簡易型」の創設
- 等級別発注金額の引き上げ
- 混合入札・複数等級入札
- 入札不調時の再入札事務の簡素化
- 発注見通し（工事・委託）の公表

# 県発注工事の入札不調状況①(月別)

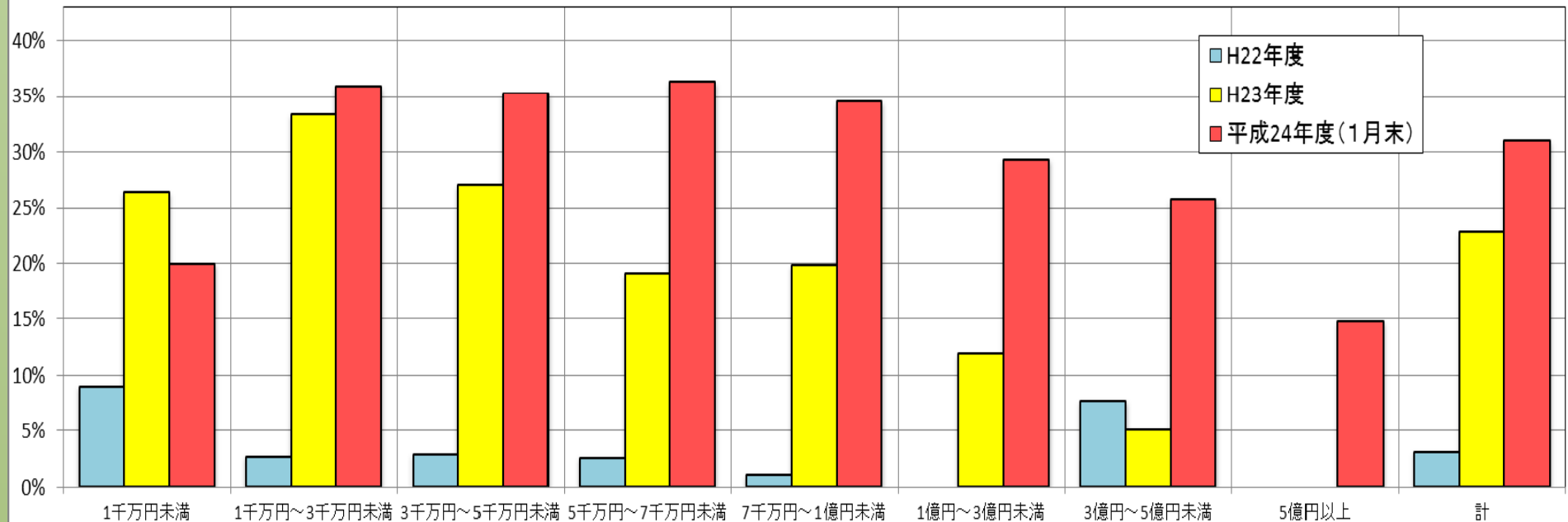
- 入札不調発生率は昨年度の水準を上回る厳しい状況にある。【平成24年度31%(前年度23%)】
- 発注金額別では、5千万円以上の工事での発生率が増加傾向にある。
- 現在の資材や人手不足の状況下においては、今後も一定程度の不調が続くものと見込まれる。



| 月    | H23年<br>5月 | 6月 | 7月 | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | H24年<br>1月 | 2月  | 3月  | 計     | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 計     |
|------|------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 落札件数 | 2          | 16 | 73 | 57  | 147 | 83  | 77  | 94  | 109        | 124 | 191 | 973   | 32  | 22  | 80  | 101 | 108 | 108 | 138 | 96  | 72  | 79  | 836   |
| 不調件数 |            |    | 7  | 6   | 33  | 39  | 52  | 34  | 26         | 28  | 65  | 290   | 5   | 14  | 39  | 46  | 57  | 40  | 47  | 57  | 46  | 25  | 376   |
| 計    | 2          | 16 | 80 | 63  | 180 | 122 | 129 | 128 | 135        | 152 | 256 | 1,263 | 37  | 36  | 119 | 147 | 165 | 148 | 185 | 153 | 118 | 104 | 1,212 |
| 発生率  | 0%         | 0% | 9% | 10% | 18% | 32% | 40% | 27% | 19%        | 18% | 25% | 23%   | 14% | 39% | 33% | 31% | 35% | 27% | 25% | 37% | 39% | 24% | 31%   |

# 県発注工事の入札不調状況②(発注金額別)

建設工事(一般競争入札)入札不調状況【発注金額別】



| 発注金額        | 平成22年度 |     |        |     | 平成23年度 |      |        |     | 平成24年度(1月末) |      |        |     |
|-------------|--------|-----|--------|-----|--------|------|--------|-----|-------------|------|--------|-----|
|             | 落札     | 不調  | 計      | 発生率 | 落札     | 不調   | 計      | 発生率 | 落札          | 不調   | 計      | 発生率 |
| 1千万円未満      | 131件   | 13件 | 144件   | 9%  | 50件    | 18件  | 68件    | 26% | 28件         | 7件   | 35件    | 20% |
| 1千万円～3千万円未満 | 381件   | 11件 | 392件   | 3%  | 255件   | 128件 | 383件   | 33% | 162件        | 91件  | 253件   | 36% |
| 3千万円～5千万円未満 | 230件   | 7件  | 237件   | 3%  | 156件   | 58件  | 214件   | 27% | 95件         | 52件  | 147件   | 35% |
| 5千万円～7千万円未満 | 72件    | 2件  | 74件    | 3%  | 93件    | 22件  | 115件   | 19% | 63件         | 36件  | 99件    | 36% |
| 7千万円～1億円未満  | 91件    | 1件  | 92件    | 1%  | 117件   | 29件  | 146件   | 20% | 72件         | 38件  | 110件   | 35% |
| 1億円～3億円未満   | 142件   |     | 142件   | 0%  | 244件   | 33件  | 277件   | 12% | 281件        | 117件 | 398件   | 29% |
| 3億円～5億円未満   | 12件    | 1件  | 13件    | 8%  | 37件    | 2件   | 39件    | 5%  | 66件         | 23件  | 89件    | 26% |
| 5億円以上       | 4件     |     | 4件     | 0%  | 21件    |      | 21件    | 0%  | 69件         | 12件  | 81件    | 15% |
| 計           | 1,063件 | 35件 | 1,098件 | 3%  | 973件   | 290件 | 1,263件 | 23% | 836件        | 376件 | 1,212件 | 31% |

# 県発注工事の入札不調状況③(業種別)

## ○業種別(平成25年1月末現在)

入札不調率の高い順に、ほ装工事40%、土木一式工事38%、建築一式工事33%となっており、この3業種(894件)で発注件数全体(1,212件)の74%を占めている。

| 業種              | 平成22年度 |     |        |     | 平成23年度 |      |        |      | 平成24年度(1月末) |      |        |     |
|-----------------|--------|-----|--------|-----|--------|------|--------|------|-------------|------|--------|-----|
|                 | 落札     | 不調  | 計      | 発生率 | 落札     | 不調   | 計      | 発生率  | 落札          | 不調   | 計      | 発生率 |
| 土木一式工事          | 459件   | 8件  | 467件   | 2%  | 366件   | 139件 | 505件   | 28%  | 376件        | 230件 | 606件   | 38% |
| ほ装工事            | 145件   | 5件  | 150件   | 3%  | 214件   | 64件  | 278件   | 23%  | 135件        | 90件  | 225件   | 40% |
| 電気工事            | 68件    | 3件  | 71件    | 4%  | 114件   | 6件   | 120件   | 5%   | 75件         | 6件   | 81件    | 7%  |
| 建築一式工事          | 54件    | 3件  | 57件    | 5%  | 37件    | 32件  | 69件    | 46%  | 42件         | 21件  | 63件    | 33% |
| 機械器具設置工事        | 52件    | 4件  | 56件    | 7%  | 54件    | 3件   | 57件    | 5%   | 42件         | 2件   | 44件    | 5%  |
| 法面処理工事          | 63件    | 2件  | 65件    | 3%  | 40件    | 6件   | 46件    | 13%  | 30件         | 1件   | 31件    | 3%  |
| とび・土工・コンクリート工事  | 62件    | 1件  | 63件    | 2%  | 28件    | 18件  | 46件    | 39%  | 31件         | 12件  | 43件    | 28% |
| 管工事             | 22件    | 2件  | 24件    | 8%  | 29件    | 11件  | 40件    | 28%  | 18件         | 4件   | 22件    | 18% |
| 塗装工事            | 44件    | 1件  | 45件    | 2%  | 34件    |      | 34件    | 0%   | 20件         | 1件   | 21件    | 5%  |
| 電気通信工事          | 24件    | 2件  | 26件    | 8%  | 26件    | 3件   | 29件    | 10%  | 21件         | 4件   | 25件    | 16% |
| 鋼橋上部工事          | 12件    | 2件  | 14件    | 14% | 13件    | 4件   | 17件    | 24%  | 7件          | 1件   | 8件     | 13% |
| しゅんせつ工事         | 5件     | 1件  | 6件     | 17% | 3件     | 1件   | 4件     | 25%  | 11件         |      | 11件    | 0%  |
| 防水工事            | 3件     |     | 3件     | 0%  | 2件     | 2件   | 4件     | 50%  | 2件          | 1件   | 3件     | 33% |
| 鋼構造物工事          | 25件    |     | 25件    | 0%  | 4件     |      | 4件     | 0%   | 12件         | 2件   | 14件    | 14% |
| プレストレストコンクリート工事 | 9件     | 1件  | 10件    | 10% | 4件     |      | 4件     | 0%   | 4件          |      | 4件     | 0%  |
| さく井工事           | 3件     |     | 3件     | 0%  | 2件     |      | 2件     | 0%   | 4件          |      | 4件     | 0%  |
| 水道施設工事          | 2件     |     | 2件     | 0%  | 2件     |      | 2件     | 0%   | 4件          | 1件   | 5件     | 20% |
| 造園工事            | 6件     |     | 6件     | 0%  | 1件     |      | 1件     | 0%   | 2件          |      | 2件     | 0%  |
| 熱絶縁工事           |        |     |        |     |        | 1件   | 1件     | 100% |             |      |        |     |
| 消防施設工事          | 4件     |     | 4件     | 0%  |        |      |        |      |             |      |        |     |
| 石工事             | 1件     |     | 1件     | 0%  |        |      |        |      |             |      |        |     |
| 計               | 1,063件 | 35件 | 1,098件 | 3%  | 973件   | 290件 | 1,263件 | 23%  | 836件        | 376件 | 1,212件 | 31% |

## 福島県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年2月  
福島県

### 1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

#### （1）復興JV制度の活用

- ・ 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を平成23年12月から実施しており、これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。

#### ＜国土交通省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・ 予定価格が5億円以上となる大規模災害復旧工事については、見積の相手方を公募することとし、応募対象は単体企業、特定JVとした。
- ・ 特定JVについては、代表構成員を県内企業に限定し、その他の構成員については県内企業または県内に委任先のある県外企業とし、県内企業を最大限活用するとともに、地域外の技術力・労働力等も活用することとした。

#### （2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・ 同一のあるいは別々の主体が発注し工作物に一体性又は連続性が認められる工事であつ、工事現場相互の間隔が5km程度の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度まで管理することができることとした。2月29日通知

#### （3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・ 設計労務単価の改定を受け、6月21日以降から適用している。

#### （4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・ インフレスライド条項の要件に該当する工事については、適宜、変更を行っている。

#### （5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

##### 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・ 7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「施工箇所が点在する工事の間接費の積算」を適用している。

#### （6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

##### 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・ 10月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」を適用している。

#### （7）市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・ 資材費の見積活用については、7月1日から、国から発出された「東日本大震災の被災

地での建設工事等における予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について」を適用している。

- ・ 労務費の見積活用については、実施していない。

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・ 7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」を適用している。(具体的な変更手法の制定は8月9日)

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・ 東北地方整備局が設置する分科会の設置はありません。

2. 各主体として独自に講じている施策

- ・ 福島県では福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会を県内8方部毎に設置しており、資材不足が懸念される方部にあつては、連絡協議会の中に建設資材作業部会を新たに設け、発注者・受注者・資材業者により、方部毎の実情に応じた連携・調整を行っている。

福島県建設工事復旧・復興  
本庁(地方)連絡協議会での受発注者間の連携

## 【施工体制の確保】

- 十分な技術者・労働者の確保
- □ 資機材の調達
- 発注規模の適正化
- 発注時期の平準化
- ■ 適切な施工期間の確保  
(翌債・繰越の弾力的運用等)
- フレックス工事実施要領の改定

## 【入札制度】

- 県内企業の活用
- 事務手続きの簡素化
  - 入札時提出書類の省略化 → 災害復旧工事は随意契約
  - 契約までの時間短縮
- 大規模工事における公募型随意契約の実施
- 中長期的な発注見通しの公表(県)
- より詳細な発注見通しの公表(県)
- 県と同様の公表を市町村も実施

## 福島県復旧・復興工事の推進

基本理念：福島県民の力で、復旧・復興工事を限られた期間の中で着実に推進する。

目標：平成27年度末までに復旧工事を完了させるとともに復興工事を本格化する。

計画期間：(復旧) H23~H27

(復興) 復旧完了箇所から順次

施策体系：4つの視点及び4つの重点連携を中心とした施策体系

発注者(県・市町村)間の積算手法等の連携(共通化・統一化等)

### 【凡例】

- ：未実施
- ：実施済み
- ：国対応で未実施
- ：国対応で実施済み
- ▣：国対応で実施不十分

国へ被災三県(東北六県)の強力な支援要請

## 【規制緩和等】

- 現場代理人の常駐義務の緩和
- 専任の技術者の複数工事の緩和
- 恒常的な雇用関係の緩和
- 技術者が専任となる金額の増額

被災三県(東北六県)の連携

## 【適切な工事価格の算出】

～受注環境を踏まえた嵩上げの実施～

- 実勢資材価格の反映
- 現場条件に応じた適切な設計変更
- 市場を反映させた労務単価の設定
- 被災地以外からの労働者確保を図るための宿泊費用等の計上
- インフレ条項の適用

## 仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年2月  
仙台市

### 1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

#### （1）復興JV制度の活用

- ・平成24年4月23日から施行済
- ・平成25年2月6日現在、6件登録済。活用実績（入札参加）なし。

##### <国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・対象金額は1千万円以上5億円未満
- ・予定価格1億円未満を目安として、東北6県内の企業のみから構成されたJVに参加を限定することがある。

#### （2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・工事現場の相互の間隔が5km程度について「自動車で通行可能な経路で工事区間相互を連絡する5km程度」とした。
- ・同一の主任技術者が兼務可能な件数を2件までとした。

#### （3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成24年6月21日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

#### （4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年3月2日から運用開始

##### <国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・適用、請求日及び基準日の特例として、平成24年2月20日を基準日とするスライド協議の請求を運用施行日から1ヶ月とした。
- ・適用対象工事において、入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象とした。

#### （5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

##### 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月2日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・東日本大震災の復旧・復興事業を対象とし運用していたが、平成24年12月20日より、その他災害復旧事業や一般事業も対象とした。

##### <国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・点在する工事施工箇所間の距離が100mを越える工事については、施工箇所ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出できるものとした。

- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、  
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入  
○間接費率の補正  
・平成24年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始  
○間接費の設計変更  
・平成24年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは11月1日時点で  
契約中の工事を対象として運用開始（土木工事）  
＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞  
・平成25年2月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは2月1日時点で契約  
中の工事を対象として運用開始（建築・電気設備・機械設備工事）
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施  
・実施していない。  
(理由：見積手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため)
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入  
・平成24年10月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは10月1日時点で  
契約中の工事を対象として運用開始  
・購入費の変更を対象とする建設資材を、生コンクリート、アスファルト合材、石  
材（山砂、碎石、捨石、被覆石等）とし、輸送費の変更を対象とする建設資材を  
仮設材（鋼矢板等）とした。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充  
・平成24年5月に宮城県において、建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会を設  
置し、5月、7月、10月、1月に分科会を開催し、建設資材の需給見通し、現  
状の課題と対応策などについて議論した。

## 2. 各主体として独自に講じている施策

- (1) 契約締結時点における設計単価変更の運用（平成24年8月20日以降入札公告）  
【従 来】労務、資材単価等は当初積算時点の単価を精算時まで使用する。（スライド、  
追加工種による増工は除く。）  
↓  
【現 在】労務、資材単価等を当初契約締結時点で適用されている仙台市単価を用いて  
契約変更できる。

# 仙台市発注工事における 入札不調等の状況について

平成25年2月19日

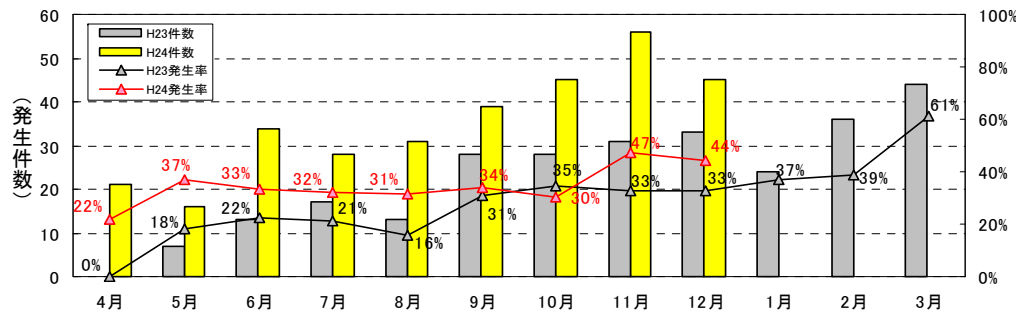
仙 台 市

# 仙台市発注工事における入札不調等の状況

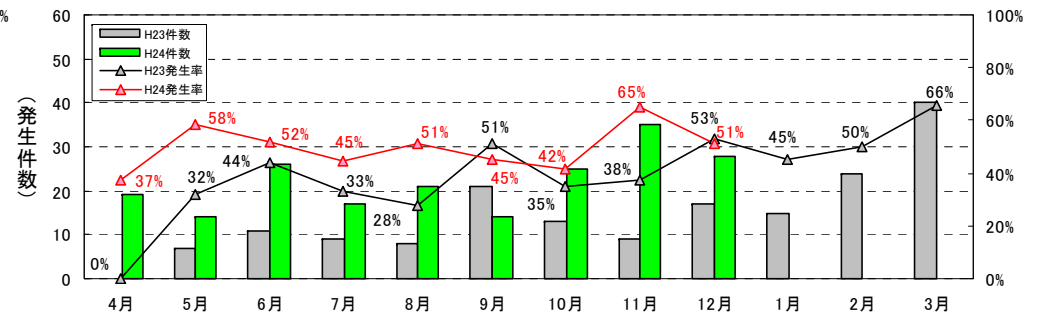
平成24年度の仙台市発注工事(随意契約を除く)における入札不調・不落件数は、開札件数912件に対し、315件で**入札不調等発生率35%**(前年度32%)となっており、主な内訳として**土木工事49%**(同46%)、**舗装工事28%**(同16%)、**建築工事13%**(同36%)と、全体的には若干増加しているものの、昨年度とほぼ同様の傾向を示している。

## <平成24年度 月毎不調・不落発生状況> (12月末時点)

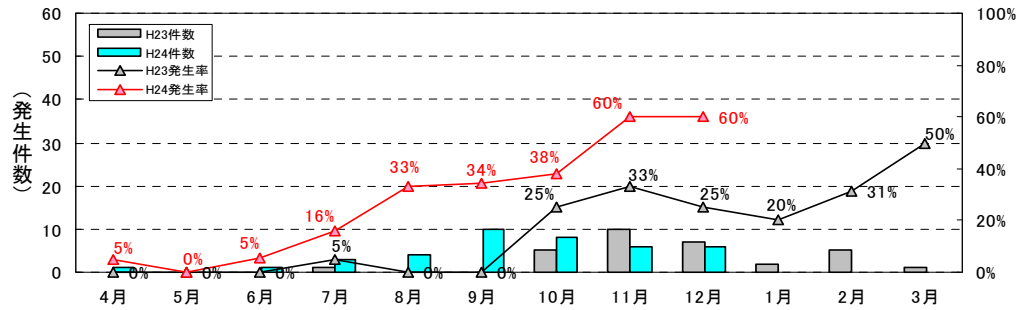
(全工種)



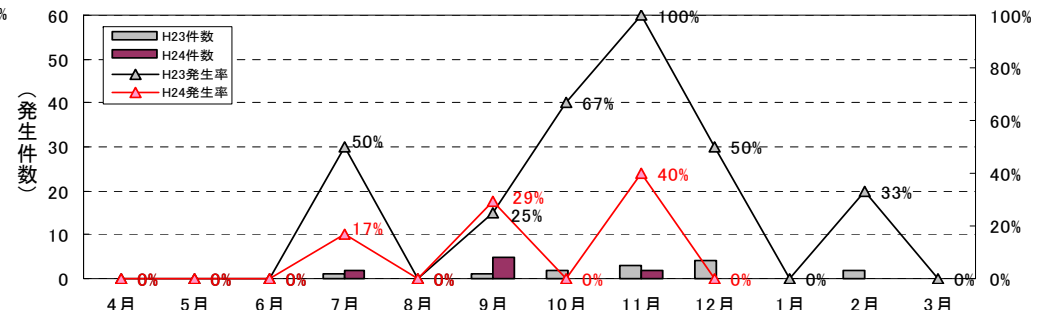
(土木工事)



(舗装工事)



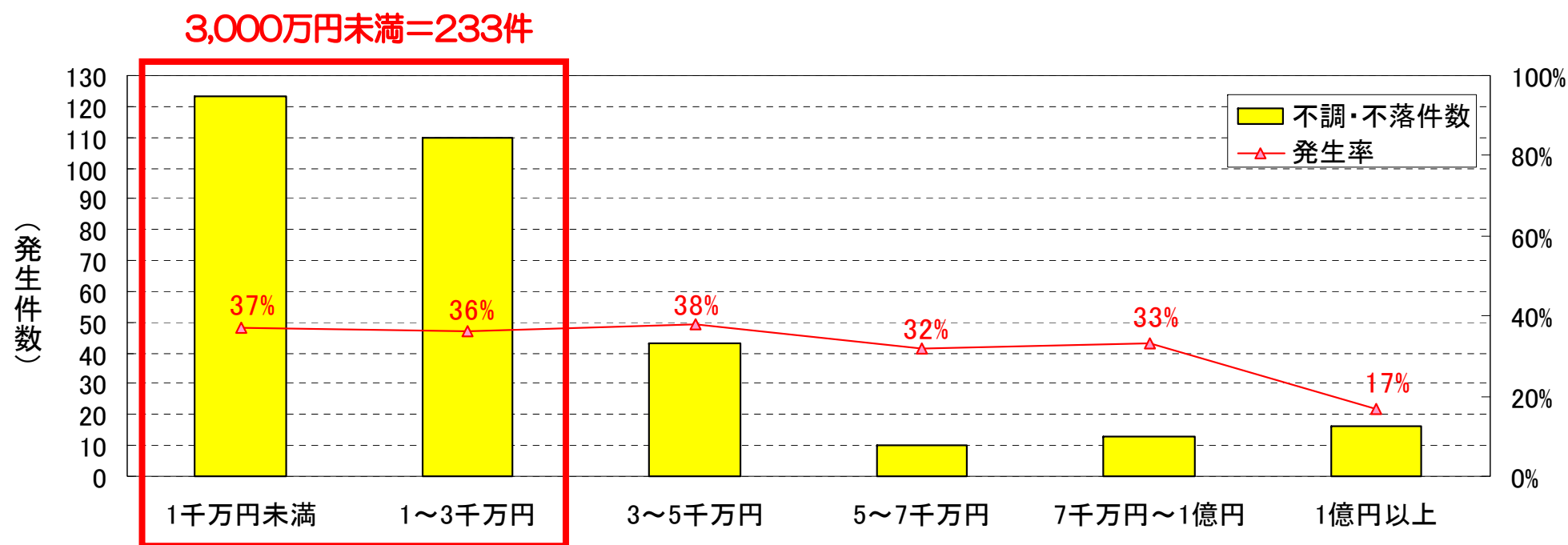
(建築工事)



# 仙台市発注工事における入札不調等の特徴

仙台市発注工事(随意契約を除く)では、1億円未満の工事において、入札不調等発生率が30%以上の高い数値を示しており、特に、**入札不調・不落となった315件のうち、233件の約74%が3,000万円未満の小額工事に集中している。**

## 〈平成24年度 全工種価格帯別不調・不落発生状況〉(12月末時点)



# 仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

## ＜技術者等の確保＞

○復興JV制度の創設（平成24年4月23日より運用）

○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化（平成24年5月1日より運用）

## ＜予定価格の適切な算定＞

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定（平成24年2月及び6月改定）

○急激な物価変動に伴う請負代金額の変更【インフレスライド条項】（平成24年3月2日より運用）

○発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出（平成24年7月2日より運用）

○契約締結時点における設計単価変更の運用【独自対策】（平成24年8月20日より運用）

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入（平成24年10月1日より運用）

○被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応（平成24年3月1日より運用）

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入（平成24年11月1日[土木]、2月1日[建築・設備]運用開始）